第２刷、第３刷用

厚生労働省カリキュラム準拠　要約筆記者養成テキスト

正　誤　表

（一社）全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

（特非）全国要約筆記問題研究会

下記の通り、誤記がありましたのでお詫びして訂正いたします。

**【上巻】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 正誤箇所 | 誤 | 正 |
| P.５ |  | オージオグラムは５㏈単位の表示だが、点の位置がずれています。※下記の図を切り取ってお使いください。 |
| P.９ | 【１】１．（１） | ポケット形補聴器（箱形補聴器） | ポケット型補聴器（箱型補聴器） |
| P.９ | 【１】１．（２） | 耳かけ形補聴器 | 耳かけ型補聴器 |
| P.９ | 【１】１．（３） | 耳あな形補聴器 | 耳あな型補聴器 |
| ※補聴器の「型」の表記については、さまざまな表記がありましたが、現在は補聴器工業会や補聴器販売店協会などでも「型」に統一されています。厚労省から「薬事法上の定義を改定する通知」等が出され、その中で「型」が使用されているため、法律に合わせる形で統一が図られているものです。 |
| P20 | 【2】４行目～ | 社会福祉法では「手話通訳等」と記載されていますが、厚生労働省令の施行規則には「手話通訳等」とは「要約筆記等とする」とあります。 | 社会福祉法では「手話通訳事業」との記載ですが、身体障害者福祉法、厚生労働省令とたどると、ここに要約筆記が含まれています。 |
| P.30 | 【３】送りがな５行目 | 「軽べつ（蔑）」 | 「混とん（沌）」※「軽べつ」で、混ぜ書きの説明がされているが、2011年、「蔑」は常用漢字になっているため。 |
| P.30 | 【３】７行目 | べつ | とん |
| P.31 | 下から４行目 | 少なめ | 少なめ※「め」が接尾語のため |
| P.52 | 【１】６行目 | 狭雑物 | 夾雑物 |
| P.71 | 【３】１行目 | デフレによる | インフレによる |
| P.72 | 欄外朝日訴訟４行目 | 1952年 | 1957年 |
| P.90 | 【２】自立支援給付と地域生活支援事業の枠組み４行目～ | 一方、「訓練等給付」はまさに「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、原則として希望者全員に提供されます。この２種類を合わせて「自立支援給付」と呼び、 | 一方、「訓練等給付」は「障害に固有のサービス」で、市町村の判断により、原則、希望者全員に提供されます。「自立支援医療」「補装具」を含めて「自立支援給付」と呼ばれ、 |
| P.91 | 【1】3行目～ | 第77条第２項には、 | 第77条第１項第２号 |
| P.94 | 欄外 | 1966年国際人権規約（A　自由権） | 1966年国際人権規約（A　社会権） |
| P.94 | 欄外 | 1966年国際人権規約（B　社会権） | 1966年国際人権規約（B　自由権） |
| P.95 | 【2】下から４行目 | 「教育」第21条 | 「教育」第24条 |
| P.96 | 関連団体　９つ目 | 社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（略称：全難聴） | 一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（略称：全難聴） |
| P.96 | 関連団体上から３つ目 | 財団法人全日本ろうあ連盟 | 一般財団法人全日本ろうあ連盟 |
| P.97 | 関連組織 | 国立身体障害者リハビリテーションセンター | 国立障害者リハビリテーションセンター |
| P.99 |  | 1977年要約筆記研究叢書 | 1978年要約筆記研究叢書１巻1979年要約筆記研究叢書２巻1980年要約筆記研究叢書３巻 |
| P.99 |  | 1978年聴覚障害関連「たちあがる難聴者」 | 1978年聴覚障害関連「立ちあがる難聴者」 |
| P.104 | 奥付 | 社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴） | 一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴） |

**【下巻】**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 正誤箇所 | 誤 | 正 |
| P.16 | Ⅰ文章要約における要約６行目 | 前章 | 前講 |
| P.104 | 奥付 | 社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴） | 一般社団法人　全日本難聴者・中途失聴者団体連合会（全難聴） |